

たちばな学園 新入生対象奨学金制度基準

◆ 紹介者及び被紹介者について

1 紹介者

保育・介護・ビジネス名古屋専門学校、理学・作業名古屋専門学校及び東京福祉大学の卒業生・在學生・教職員（通信課程・非常勤を含む）

2 被紹介者（新入生）

以下の①及び②に該当する場合は該当

- ① 紹介者からの紹介が決め手となり、たちばな学園に入学される方。
- ② 紹介者との関係が直接的で親密度が高く、人物が保証され、かつ本制度の趣旨を理解し、入学後継続して勉学に努力できる方。

◆ 制度利用の流れ

- 1 同封の「新入生推薦・紹介状」に必要事項をすべてご記入いただき、被紹介者の出願時に、「新入生推薦・紹介状」を他の出願書類と合わせて提出してください。
- 2 被紹介者の合否判定時に、本制度の採用可否についても別途書類選考を行いません。
- 3 被紹介者の合否通知の際、併せて本制度の採用可否を通知いたします。本制度が採用となった場合、合格通知時に同封される入学時納入金の請求から、対象の奨学金額を減免いたします。
※「新入生推薦・紹介状」の提出は、原則として被紹介者様の出願時のみ受付。

◆ 紹介していただきたいのは、以下のようなご関係の方です。

- 1 親子、兄弟、親戚
- 2 小・中・高校時の同級生・先輩・後輩で親しい間柄
- 3 その他、紹介者と直接的な交流があり、互いに良く知っており、人物像が保証できる方。

(例) 「親しい友人」「職場の同僚」「友人・同僚の娘・息子・兄弟姉妹で、紹介者とも親交がある」「ボランティアや実習で知り合い、その後も親交がある」など

※以下のような場合は本制度対象外となります。

- (例) 紹介者が高校教諭で被紹介者がその生徒など、紹介者が通常の進路指導業務の一環として本校を紹介している場合。
- (例) 被紹介者が本校出身者で、すでに本校またはグループ校の教育を修了している場合。
(本校出身者の方は再入学制度をご利用ください。)
- (例) 本校のオープンキャンパス・説明会・ガイダンスの参加を通し、本校学生と親密になった場合。

◆ 注意事項

「新入生推薦・紹介状」の内容や紹介者の在籍状況、被紹介者の出願状況により、「新入生推薦・紹介状」をご提出いただいても本制度採用とならない場合があります。予めご了承ください。

以上